

非常災害時における流山市学童クラブの臨時休所措置等に関する基準

1 目的

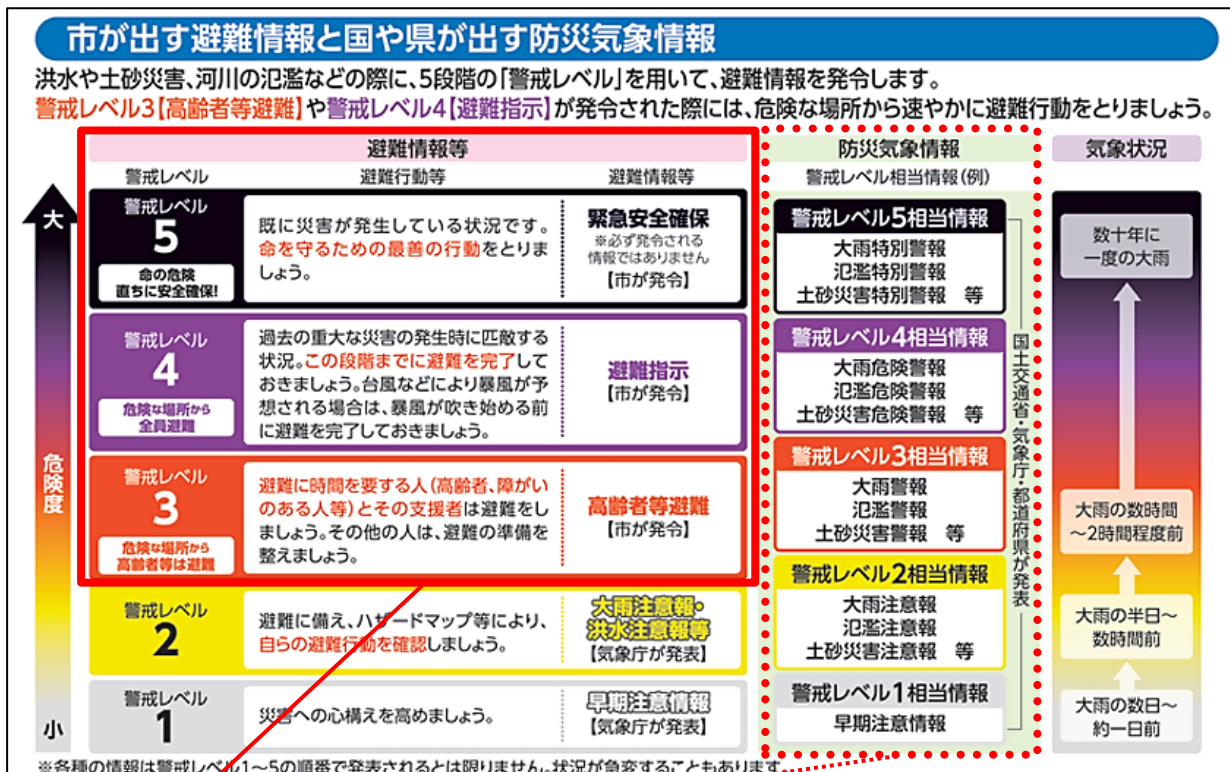
避難情報の発令又は台風等による風水害のおそれがある場合や、地震等が発生した際、施設の状況や公共交通機関の計画運休などにより、安全に保育ができないことが予見されるときに、児童と職員の生命と安全を守るため、臨時休所措置等の判断及び対応の基準を定めるもの。

2 避難情報等について

市が発令する「避難情報」と気象庁等が発表する「防災気象情報」がある。市は、「防災気象情報」に加え、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設の状況などを総合的に考慮して、「避難情報」の発令を判断する。「避難情報」は、原則として市内の対象区域（字）ごとに発令する。

避難情報が発令される災害の種類

- ・ 河川氾濫（洪水）
- ・ 土砂災害
- ・ 高潮



市が発令する「避難情報」

気象庁等が発表する「防災気象情報」

※流山市洪水ハザードマップより引用（一部加筆）

2 臨時休所等の判断基準

(1) 風水害の場合（避難情報発令時）

避難情報の発令により、①避難情報が発令された区域に所在する学童クラブと、②避難情報が発令されていない区域に所在する学童クラブごとに、次表により休所等の対応を行うこととする。

なお、各学童クラブにおいて近隣に内水氾濫のリスクが高い場所がないか、あらかじめ把握しておく必要がある。学童クラブの周辺道路が冠水し、明らかに登所が困難であると判断する場合は、臨時休所とする。

①避難情報が発令された区域に所在する学童クラブにおける対応

| 【避難情報】 ※市が区域（字）ごとに発令 | 開所前に 発令された場合 | 開所中に発令された場合 |
|--------------------------|--|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | 臨時休所 避難情報の解除後、 支援体制が整うまで 受入れはしない。 | 児童の引き渡し 後に避難指示（警戒レベル4以上）の発令が予想されるため、それまでに降所が完了できるよう保護者にお迎えを依頼する。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | | 臨時休所・避難・引き渡し 状況に応じて、開設されている避難所へ避難する。間に合わない場合は、安全な建物の上階などに移動する。 保護者にお迎えを依頼する。 |

②避難情報が発令されていない区域に所在する学童クラブにおける対応

(①以外の施設)

| 【防災気象情報】 ※気象庁等が市区町村ごとに発表 | 開所前に 発表された場合 | 開所中に発表された場合 |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| レベル5 特別警報 | 臨時休所 防災気象情報の解除後、支援体制が整うまで受入れはしない。 | 安全確保 既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動を行う。 |

※避難情報の発令の有無に関わらず、公共交通機関の計画運休等により、保護者の送迎や職員の出勤が困難になるおそれがある場合は、市と学童クラブで対応を協議したうえで、開所を判断するものとする。

(2) 地震の場合（震度5強以上の地震発生時）

| | 開所時間外に発生 | 開所中に発生 |
|------------------|---|---|
| 震度5強以上の地震が発生した場合 | 臨時休所 安全が確認され、支援体制が整うまで児童の受入れはしない。 | 安全が確保できる場合 ・施設の倒壊や火災のおそれがない ・近隣の建物に倒壊や火災のおそれがない |
| | | 保育を継続する ・児童の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に児童を誘導する。 ・施設や周辺の被害状況を確認し、保育を再開する。 |
| | | 安全が確保できない場合 ・施設の倒壊や火災のおそれがある ・近隣の建物に倒壊や火災のおそれがある |
| | | 臨時休所・避難・児童の引き渡し ・児童の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に児童を誘導する。 ・保護者にお迎えを依頼し、所定の避難所へ避難する。 |

3 臨時休所等の判断及び避難行動にあたっての留意点

- (1) 流山市は、本基準に基づいて非常災害時における学童クラブの臨時休所等の判断を行う。
- (2) 各学童クラブにおいては、あらかじめ市のハザードマップを確認し、施設における災害リスクを把握する。
- (2) 開所中も避難情報等を随時収集し、各学童クラブの所在する地域に避難情報（警戒レベル3 高齢者等避難以上）や防災気象情報（レベル5 特別警報）が発令・発表された場合は、施設内の安全な場所または各施設が災害マニュアル等において定めている避難所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力を要請する。
- (3) 保護者のお迎えまで、児童を安全に預かることができる体制を確保する。災害対応業務への従事者や交通機関の影響で、保護者のお迎えが遅れる場合も同様に体制を確保する。
- (4) 流山市役所の業務時間外に災害が発生し、臨時休所等を判断する必要がある場合は、各学童クラブにおいて、本基準に基づき開所を判断するものとする。

4 運営の再開及び停電による断水等による臨時休所等

- (1) 台風等が通過した後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全な保育ができる環境を確保した上で、受け入れを開始する。
- (2) 停電による断水や浸水、施設の損壊等により、児童を安全に保育することが困難である場合、市へ連絡の上で臨時休所とする。臨時休所とする場合は、保育を再開する時期や再開までの代替保育の提供について市と施設で協議する。

5 施設及び保護者へ周知

- (1) 各施設は、本基準や緊急時の避難場所や避難経路、児童の引渡し方法等を定めておき、予め保護者へ周知を図るものとし、学童クラブだよりやメール配信等で保護者へ周知する。また、定期的に引き渡し訓練を行うことが望ましい。
- (2) 非常災害時における臨時休所等の判断については、各施設を通して保護者へ連絡する。